

道教の出家伝戒儀についての一考察（金明七真、賈善翔、周思得を中心に）

——王常月「初真十戒」前史（Ⅱ）——

森 由利亜

一、はじめに

清初の全真道士王常月は、出家道士たちのための新たな授戒法を確立したとされる。それは、初真戒・中極戒・天仙戒の三壇から成る戒律体系であるが、一次資料の残存状況が悪く、現在知り得る限りでは三種のうち初真戒に関してのみその戒の内容を辛うじて知ることができると過ぎない。筆者はかつて拙論「初真十戒」系譜考——王常月「初真十戒」前史（Ⅰ）^①において、道教の戒律の伝統の中に出家戒である初真戒の発展を跡づけることが可能であること^②を指摘した。王常月はその戒法を無から創出したわけではなく、少なくともその初真十戒についていえば、明朝に行われていた道教の出家伝戒の伝統を継承した一面のあることが指摘できるのである。したがって、王常月の戒法は全真教との関係のみに限定してとらえるべきではなく、むしろ道教界全体に対する出家伝戒の制度との関

係でとらえる必要のある対象であるといえよう。

さて、出家戒の伝統を考えるとき、授与される戒律そのものの来歴のほかに、出家戒を伝授する伝戒儀の伝統についても考える必要がある。道教の出家戒には複数種の十戒が登場して錯綜した様相を呈するが、十戒そのものについては吉岡義豊氏、楠山春樹氏等がこれまで詳細に論じてこられた経緯がある。両氏は特に敦煌遺書である『十戒経』との関係で伝戒儀に関しても重要な言及を残しておられるが、しかし、十戒そのものに比して道教伝戒儀の研究はまだ手薄であるといわざるを得ないように思われる。小論でこれから検討するのは、後者、すなわち道教における出家伝戒儀の変遷についてである。以下では、『道蔵』と蔵外の文献から、六朝末・南宋・明朝期の道教の出家伝戒儀を取り出して検討する。その結果として浮かび上がってくるのは、道教の出家伝戒行事は、その形式においては比較的安定した様相を呈しているということ、その一方で、出家時に授与される十戒の内容にはかなりの変動があるという二面的な

事実である。ただ、紙幅の都合から、小論ではもっぱら道教の出家伝戒儀の共通項について扱う。

道教関連資料の中には道士の出家に際して十戒を伝度する出家伝戒儀が複数見出される。儀式の構成と内容をおぼろげながらも窺うに足るものとしては、次の三種の出家伝戒儀を挙げることができらるであろう。

- (一) 梁武帝（在位五〇二―五四九年）末年頃・金明七眞『三洞奉道科誠儀範』巻第五、度人儀品第八（以下「度人儀」と略称）、大淵忍爾『敦煌道教・図録編』福武書店、一九七九年、二二九頁「ペリオ二三三七、五八四行―六四二行」
- (二) 北宋末・賈善翔（一〇八六年頃）『太上出家伝度儀』〔SN 一二三六〕
- (三) 明・周思得（一三五九―一四五一年）『上清靈宝濟度大成金書』巻十九「披戴儀」〔藏外道書〕第一六冊・第一七冊所收

以下、これらの出家伝戒儀の構成を描き出し、その共通点を抽出したい。結果的には、道教においては出家伝戒儀自体は比較的安定した形を保って歴史の中に持続的に存在していたにもかかわらず、出家儀礼の中核にある十戒そのものは一定しないという実情が浮き彫りになるように思われる。

二、『三洞奉道科誠儀範』「度人儀」の構成

『三洞奉道科誠儀範』（以下『科誠儀範』と略称）巻五所收「度人儀」には、初出家者のための伝戒儀礼がごく簡略な形で載せられている。なお、ここでいう「度人」とは、死者や生者を救済する意味ではなく、現実にそこにいる人を得度させて出家させることを指す。例えば、『科誠儀範』の異本、道藏所収『洞玄靈宝三洞奉道科戒営始』〔SN 一二二五〕「度人品」には、「度人之相凡有十二種」として、「度人の相」を十二種挙げた上で「擇此十二、度使出家」と表現し、度することがすなわち出家させる意に他ならないことを明確にしている。これは「度人儀」における「度人」も同様である。後に見るとおり、「度人儀」においては、儀禮の開始に先だって、新たに得度を受ける者が、父母・祖先・天子に対し、今後はふたたび彼らを拜さないことを表すいとまごいの礼拝を行う。これは受度者が家と國とを去ることを言うものであり、明らかに出家の儀礼といえる。その後の文中においてこの新得度者は「新度人」と呼ばれる。このことから、「度人儀」の「度人」も出家志願者を得度させる意であることは明かである。なお、小論では、あらたに出家して得度する弟子たちのことを等しく出家志願者と呼ぶこととする。

まず「度人儀」の内容を一瞥したい。

(1) 辞謝父母・祖先・天子

度人儀は次のような記述から始まる。

齋時未至、應度人列階下、西面辭父母、謝九玄、合十二拜。次

北面拜天子四拜。所以者冠帶天尊法服、更不復拜父母國君故也。

於此、入道之際、須辭謝耳。(ペリオ二三三七、五八五行―五

八六行)

ここでは、齋に先だって、「應度人」すなわち出家志願者が階段の下に並んで、父母、九世の祖先、および天子に対して、今後はふたたび彼らを拝さないことを表すための礼拝を行う。この一節によってこの「度人儀」が出家志願者のために設けられた儀礼であることは明らかである。また、単に父母国君のもとを辞去するだけでなく、明確に出家後における父母国君への不拝が示されている点に注意される。

ここで「階下」とあるのは、儀礼の行われる建物の階段を示すものと考えられるが、そもそもこの儀礼はいかなる場所で行われるのであるろうか。『科誡儀範』に次のように述べるのが注意される。

科曰、凡道士女官入道、即須受持經誡符籙、須別作受道院、造

壇及對齋堂靜室、緣⁽⁴⁾〔法〕所須皆備此院。(スタイン三八六三、

一六行―一八行、大淵二一九頁上)

道士・女官(『科戒營始』では「女冠」)の入道にあたっては、経・戒・符・籙を受持しなくてはならず、また独立に受道院なる院を建て、そこに壇・対齋堂・静室を設けるべきこと、そして法で定めら

れた必要品はすべてこの院に完備させるべきことがいわれている。

この文の繋がりがらすると、受道院は、道士・女官が入道に際して経・戒・符・籙を受ける、受道の儀礼を行う場であると考えてよいであろう。後に確認するように、「度人儀」はまさしく道士たちが入道する際に戒を受けることを述べるものであるから、この儀礼はおそらくこの受道院なる建物で行われるものと想定されていると見てよいであろう⁽⁵⁾。父母・九祖・天子を辞謝する儀は、受道院の階段の下で行われるものと見てよいであろう。

(2) 三帰依

以上が終わると、出家志願者たちは北に向かって三帰(依)を行う。

既訖、合掌端身、北向三歸三寶三禮、至心歸身太上無極大道、

至心歸神三十六部尊經、至心歸命玄中大法師。(ペリオ二三三七、

五八八行―五九二行)

太上無極大道・三十六部尊經・玄中大法師、すなわち道教の三宝である道・経・師への帰依が行われており、道教の典型的な三帰依といえる。

(3) 易服

三帰依が終わると、法衣と冠を授かる儀に進む。この儀礼は、『太上出家伝度儀』では「具冠裳」、周氏『大成金書』「披戴儀」では「披戴」と称するが、後に比較する際の便宜から「易服」と呼んでおく。俗服を改めて法衣を着ける礼という意である。

廻面向西、禮監度三師、各三拜。訖便長跪從下。師爲着法裙、次師爲着法衫、次師爲着法帔、監度長官爲加法冠。畢退、禮三師三拜。(同上、五九三行―五九五行)

このくだりは『科戒營始』との間で顕著な文字の異同がある。『科戒營始』の対応する箇所は次の通りである。

廻面西、禮監度三師各三拜。訖便長跪。先保舉師爲着法裙、次監度師爲着雲袖、次度師爲着法帔、然後便爲戴法冠。畢退、禮三師三拜。(『科戒營始』10a)

両者を比較すると、『科誠儀範』では監度三師の三者の職名は明らかにされていないのに対し、『科戒營始』ではそれが「保舉師」「監度師」「度師」の三師であることを明らかにしている。さらに、『科誠儀範』では法冠を加えるのは「監度長官」とされるが、『科戒營始』ではその主体を説かない。この「監度長官」とは、唐初、七世紀後半に成立したと考えられる『千真科』第六七条(後述)に登場する「監度官長」と同じものではないかと思われる。すなわち、そこでは道士の出家伝度儀礼に際して「州縣官長」が臨席して、出家者が正当に得度していることを監督することがいわれ、それが「監度官長」とも言われていると見られるのである。このように、三師の個別名称に及ぶか否か、「監度長官」を設けるか否かで両本には違いがあるが、いまは、両本とも監度の三師がそれぞれ個別に出家志願者に対して衣冠等の装束を与えることを述べている点を重視したい。さらに、三師が三種の衣(①法裙・②法衫(『科戒營始』では雲袖)・

③法帔)を着せ、その後、法冠を載するという易服の次第についてもあわせて確認しておきたい。

(4) 智慧頌・礼十方天尊

智慧頌は三首からなる頌であり、『洞玄靈宝齋說光燭戒罰灯祝願儀』[SN五二四]所收「授上品十戒・選署・禁罰」の中に信徒に「智慧上品十戒」を授ける前になえるものとして見える。「授上品十戒・選署・禁罰」は、その注に「悉准按採用陸法師所撰立文、先宿啓、畢次授上品十戒。一時東向平立」(7b)とあるもので、陸修静の文によつたとされる。おそらく陸修静の齋法に由来する頌かと思われる。ただし、「度人儀」では、この頌の後に授けられるのは、所謂天尊十戒であり、智慧上品十戒ではない。

頌の本文を示したあと、「度人儀」ではこの頌が次のような礼拝を伴うものであることを述べる。

每至首終、齊唱善禮一拜。總訖、廻身禮十方、從北始。(六〇六行―六〇七行)

三首の終わりに至ると、そこで一齋に「善」と唱えて礼拝を行う。三首全てについてそれが終わると、今度は十方に向かって礼拝を行う。北から始めて、十方の「无極太上靈宝天尊」に向かって礼拝するのである。

(5) 説十誠

次に、度師が十戒を説く。ここで説く十戒は所謂「天尊説十戒」である。この後述べるように、三種ある道教の出家伝戒儀では、出

家志願者に授与する十戒が三者三様で全く統一を欠いている。そのことを考察するために、各戒の成立に関して個別に検討する必要があるが、それについては別論を設けたい。

(6) 誦奉誠頌

「奉誠頌」を唱える。「道爲无心宗、一切作福田」で始まる同頌は、『太上洞玄靈寶授度儀』にも載せられる。頌を載せて「度人儀」は終わる。実際は、儀礼を終えるためのプログラムがまだいくつか続くかと思われるが、「度人儀」はもとより省略的な文献であり、最小限の項目を記すに止まるのであろう。

以上、『科誠儀範』所収「度人儀」の構成を示した。簡略にまとめると、「度人儀」は、新たに出家しようという志のある者に対して、父母・祖先・天子に辞去の礼を行い、三宝に帰依したうえで、俗服を去って道服・道冠等一式を授け、さらに十戒を授けることを中心に構成されているといえる。

三、『太上出家伝度儀』の構成

次に『太上出家伝度儀』(SN一三三六)の内容を簡略に示す。『太上出家伝度儀』は賈善翔により北宋末に編まれた出家のための伝度儀礼書である。賈善翔(字鴻拳、蓬州「四川省」の人)は『猶龍伝』や『高道伝』の編者として知られる道士であり、趙道一『歴世真仙体道通鑑』巻五十一に伝がある。又、紹聖五年(一〇九八)に亳州

太清宫で金籙道場を挙行したことが謝守灝『混元聖紀』巻九(43b)に記される。

(1) 祝香

最初に、弟子すなわち出家志願者たちは大道の前へと導かれ、三拝上香する。次に度師が祝香する。すなわち度師は、焚香して三清上聖以下一切威靈に至る諸神を供養することを述べて、今日、某人の弟子某人が、国恩を蒙って道士となるべく、壇場を設けて簡冠を身につける儀を行うので、焚香行道して真聖に報いたい旨を言い、更に三清以下の神々の証盟を得て、無極大道に帰依することを述べる。

(2) 度師による出家因縁の説法

次に度師が三師の前に案座(卓と椅子)を設ける。この三師とは度師一人と保拳師二人から成る証明の三師のようである。そのまま弟子たちは華夏讚によつて先導され、度師を三拝する。度師は、『真一本際妙経』の一節を引きながら、出家には父母の恩愛をはじめとする恩愛関係から脱する出家(「出恩愛之家」と、出家後さらに努力を積んで最後に三界を離れるもの(「出諸有之家」とがあること)や、諸有の家を出離するためには三洞経のみが正経であること等を説く。さらに、人身は得難く、出家の良縁を得ることの稀有であることを説いて、出家志願者たちに対して疑惑を生じないように戒める。

(3) 謝四恩

度師はさらに「今、宜先禮帝主、次別慈親」(4b)、「今、於庭

下拜辭、以俟披度」(4b)と述べて、出家志願者たちが出家入道に際して帝王や親に対して辞去の礼を行い、披度すなわち披服戴冠して得度されるのに備えるべきことをいう。かくて、帝王、先祖、父母、親知朋友に対してその恩を謝して辞去する礼が行われる。この辞去の対象となる四者から得た恩について、賈善翔は後文で「汝既自陳道心堅固、當報四恩」(6b)と述べ、これを「四恩」という語で表現している。

四恩に謝する儀に関しては、対象によって拜不拜の程度が若干異なるようなのでその点を以下に確認しておきたい。まず、帝王に対しては、「永參玉帝、上謝人君、便長遂於逍遙、更不須於趨折」(5a)と述べる。これによれば、今後は玉帝のもとに参詣し、もはや人君には仕えない。そこで長らく天下を逍遙して、今後は趨折、すなわち礼拝は行わない旨が記されている。世俗の帝王には礼拝しないことが比較的明確に表明されているといえよう。⁽⁶⁾

祖先に対しては次のように述べる。

汝由先祖積慶福及後昆、故捨繁華之縁、來持清淨之教。惟憑焚誦、以致薦修。每逢奠祭之時、輒修拜跪之禮、宜望先隴四拜。(5)

a)

これによれば、祖先の積んだ福德が子孫に及んだからこそ出家が可能となる。その祖先の恩に感謝して、焚香誦経によって追善供養を修め、葬礼に逢うたびに跪拝の礼を行って、先隴すなわち先祖の墓の方角を望んで四拜すべきことが言われている。⁽⁷⁾ 具体的状況は必ず

しも明らかでないが、祖先に対しては出家後であっても然るべき機会に拝礼を行うべきことが言われているようである。家の一員としての儀礼を行うことはもはや叶わないが、精神的には父祖を敬い続けるべきことが説かれているといえるであろう。

次に「父母を辭す」べきこと、すなわち辞親が言われる。

汝自違甘旨、來入法門。雖辜罔極之深恩、蓋慕無爲之妙道、庶持經法、以報劬勞。由此拜辭、有違定省。宜辭父母・伯叔・兄弟、各四拜。(5b)

出家することがひいては親の養育に対する謝恩となるという論理が持ち出されることで、家の利害と出家とを融和させようとする態度が示される。しかし、その反面で、「罔極の深恩に辜く」、「定省に違う有り」といった表現を用いることで、出家が親への孝養を放棄するものであることを端的に表明しており、全体としては家の論理と出家の論理の衝突を率直に表明していると言い得るであろう。

最後に「親知朋友」を辞すべきことがいわれる。

汝久侍巾瓶、致疏交友、息芳春之駘蕩、樂清境之追遊。今披羽衣、不復俗禮。宜辭親知朋友四拜。(5b)

巾はふきん。瓶は浄水を携帯する為のかめ。これらを用いて師の身辺を世話することを言う。すでに久しく巾瓶の労に服して道士につかえ、俗友とも交わることはない生活が続いているが、今般披度されることをきっかけに正式に俗世の交友を断ち、今後は俗礼を行わないことが明言されている。

以上のように見てみると、表現に多少の程度差はあれ、皇帝・祖先・親・友人のいずれに対しても、出家後はもはや日常的な礼は行わないことが述べられていることがわかる。出家に際して、家や世俗の人間関係を断ち切るべく最後の別れを告げるわけである。

(4) 三帰依

謝四恩が終わると、出家志願者たちは華夏讀に率いられて三師の前に至る。知磬が三師に法事を行うことを請う。それに引き続き三帰依が行われる。三帰依については内容の記載はない。次に、志願者は長跪して白刺を具して自陳し、自己の才質の劣ることを謙遜しながら、誠をつくして冠裳をそなえることに関する許可を請い、度師の教戒を請う。

(5) 度師読白文

出家志願者の誓願に答えて度師が白文を読む。白文の最後に、「宜請保舉二師、爲脱俗衣、以圓道相」(6b)といい、保拳二師によって脱俗の衣を用意し、道士のよそおいを完成させることを述べる。

(6) 易服

本文では「具冠裳」の語を使っている(6a)。保拳師が俗衣を脱がせ、以下の衣裳を與える。それぞれの後に度師が讚を加える。

- ① 著履。はきものを着けさせる。
- ② 繫裙。裙子(腰から下を覆うもすそ)を着せる。
- ③ 著雲袖。雲袖(道士のつけるうちかけ)を着せる。
- ④ 披道服。道服(法服)を着せる。

⑤ 頂簪冠。簪と冠を載せる。

⑥ 執簡。笏を執持させる。

(7) 度師説十戒

長跪する出家志願者に十戒が説かれる。ここで説かれるのは、第一戒を「心不惡妬、無生陰賊、檢口慎過、想念在法」とする所謂「智慧上品十戒」である。各戒条の後に、「能く持するや否や」と問い、出家志願者は「能くす」と答えるものとされる。その後、天尊の言葉として、戒に有得と無得の二種のあることが説かれる。次に智慧頌を挙す。度師の教戒を聴きおわると、志願者は長跪する。

(8) 聴度師教戒

度師は、以上によって出家志願者が道相を円満にし得たことを宣言する。度戒に関する中心的な儀礼はこれをもって終了するのである。以下は、道士の起居作法に関する基本事項を中心に教戒が説かれる。

最初に道・經・師の三宝を帰依の對象とし、それぞれを正しく念ず(観想)すべきことを説く(三念)。

次に、「上は四恩に報い、下は三有を資(たす)く」ことが説かれる。四恩とは、天地恩、國王恩、生身父母恩、師長恩をいい、道士となってこれに報いるべきことが言われる。また三有とは三界に流転する衆生のもので、ここでは「一資天徒、二資地徒、三資水徒」として天地水三官のもとにある死者を濟度することを言うものと見られる。さらに、大善心を發して誦經行道し、諸もろの大道の前に

幡・花・果実を備えて礼拝供養せよとは、道士の日常の勤行についての誠であろう。次に、上は皇帝の万歳、家國太平の祈願から江山朋友、学道知音が早く初心を遂げて門族に光榮があるようにという項目に至るまでの、道士が発すべき願を掲げる。さらに、道士として行うべき威儀が詳細に述べられる。

(9) 礼三師

最後に新戒(出家志願者)が三師に三礼する。ここで言及される三師は、経師・籍師・度師として個別に明示されるので、それが証明三師でないことが知られる。その後は、「次十二願」、「學仙頌」、「回向念善」、「引新戒、禮大道功德」、「禮度師等」といった儀礼項目だけが次第を明らかにして簡略に述べられるが、その内容は記されないのどこでは触れない。以上をもつて『太上出家伝度儀』は終わる。

四、『上清靈宝济度大成金書』「披戴儀」の構成

道教文献において見出される第三の出家伝度儀は、明代京師大徳觀の道士である周思得(一三五九—一四五二)によつて編まれた『上清靈宝济度大成金書』のうち、その卷十九「流伝利濟門」の「伝度品」に收められた「披戴儀」(已集上 1a—10b)に見出される。『上清靈宝济度大成金書』四十卷は現在『藏外道書』によつて見ることが出来る。本書には宣徳七年(一四三二)の紀年を有する二種

の序、すなわち四十五代天師張澹然序(『藏外』⑩一頁)および周思得(養真)序(『藏外』同四—五頁)のほか、呉大節による宣徳八年(一四三三)序(『藏外』⑩二—三頁)があり、その内容は明初の正一教儀禮の内容を反映するであろうことが期待できる。そこに載せられる「披戴儀」は、歴史的には清初王常月『初真戒律』に最も近い過去に存在する道士のための出家伝度儀として注目に値する。

「披戴儀」の「披戴」とは、狭義には、出家志願者に對して道士の衣冠を授ける儀式、すなわち易服の儀式をいい、實際「披戴儀」の前半は衣冠を授ける儀式が中心となる。披戴と授戒とが「披戴儀」の主たる構成要素として理解されているさまは、披戴の直前に度師によつてなされる説教の中で「今將先受威儀、令子閑練法度。次受汝寶戒、令汝修持汝身」(5a)と述べるくだりによく表れている。ここでいう「威儀」とは、その直前に「威儀要處、莫先乎容貌衣冠」(5a)とあるとおり、その容貌・衣冠の威儀を整えることを言っているのである。

このように、「披戴儀」は大きく披戴と授戒の兩部から成るが、さらに細かく分けて見ることが出来る。いまその次第を簡単に列記すると次の如くである。

(1) 度師を請う(1a—b)

まず、宮觀の道衆が集まって度師の方丈に行き、引進師が度師に請うて座に昇らせる。受戒する弟子たちは長跪して文を白し、度師

に向けて指導を請う。師は、それに答えて、道衆を證人として弟子たちのために開壇披度することを言う。

(2) 祝香

雲璈（樂器）に導かれて大衆たちが大殿に至り、香火を奉じ、戒牒の發行に際して天子の聖恩に感謝し、聖君の長寿を祈願する。その際、聖位に向って上啓がなされ、意文が読まれる。ただし、上啓と意の内容は現行の『上清靈宝濟度大成金書』には具わっていないようである。

引き続き、五師⁽⁸⁾への献香が行われる。すなわち、（大衆と度師は）雲璈に導かれて披度堂に至る。度師は玄師・天師・經籍度三師の五師に対して自己の法位を称して五師を奉請する。

さらに五師の右、天門の位置に設けた高座に上り、道衆が序立するなか、三宝すなわち道宝・經宝・師法を香によって供養し、それぞれ天子⁽⁹⁾、朝廷、そして出家志願者の幸いを祈願する。

ところで、「披戴儀」では三宝への上香がある一方で、三宝への帰依を表明する三帰依が無いのは気になる点である。上で見てきた通り、三帰依は「度人儀」と『太上出家伝度儀』にはともに具わっており、主旨からしても本来不可欠のものであるように思われる。「披戴儀」で何故三帰依が説かれぬのかについて、筆者は現在答える術を持たないが、とりあえず疑問として指摘しておく。なお、「披戴儀」にのみ見られる欠落として、もうひとつ監度三師の不在を挙げられよう。伝戒に際して複数の師が臨席していることに

触れていない。監度三師の存在は本来伝戒において重要かと思われるが、それが不明瞭化されているのも疑問である。以上、二点にわたり、「披戴儀」における不可解な儀礼要素の欠落を指摘した。これらを如何に理解すべきかについては後考に俟ちたい。

(3) 謝恩——君主、祖先、父母、親朋に謝恩する

祝香が終わり「敷座讚」を唱え終わると、度師は出家志願者に対して君父親知、すなわち君主、父母、および親朋との俗縁を絶ち、ひとえに真教に帰依すべきことを説く。その後、君主、祖先、父母、親朋に対して四拜して方位を定めて謝恩する儀礼が行われる。謝恩に先立ち、度師は今日の出家人道の機会は宿縁を経てこそ得られるものであることを述べて、出家人道の資格を得ることの容易ならざること、いま入道の機を得ることが如何に有り難いかを自覚させる。その後、「宿命頌⁽¹¹⁾」を唱えた後、度師は祖先・父母・師恩の重大さを説く。まず、祖先の積徳という余慶に恵まれて今日の出家人道のあることが次の如く強調される。

宣告弟子（某人）、汝今出離塵俗、歸依真教、皆由祖先之積徳、遂致嗣續之承麻。夫源深者、其流必長、而本固者、其末必茂。

其子孫之與父祖、由本末之與源流、積累以來、因縁有自。(3a)
續いて、出家する以前における最も重い恩義として君父が挙げられ、出家の後には師資の恩が最も重いことが説かれる。

且汝未出家時、在人倫中恩義重者、莫過君父。君臣有義、父子有親、皆恩義之大本也。今出家之後、在道門中、又有師資之恩、

尤不可量。所以者何。蓋父母能生汝、師資能度汝。汝身得度、七世父母皆得受度。科云、一子出家、九族生天。師資之恩、豈不重哉。故有受業師、受戒師、受道師、受法師。凡以道法戒業度汝者、皆汝之師也。(3a-b)

出家をすることで、七世の父母がみな天に再生すると述べ、家に福利をもたらすことが強調される。ここではそれが師の恩に歸せられるのである。ここにいう「一子出家、九族生天」は、宋代以降、佛典・道典を問わず用いられる表現である。「科云」の出典は未詳であるが、『太上出家伝度儀』に「汝今出家、一人有慶九祖」(4a)とあり、あるいはそれを指すのであろうか。

以上を踏まえて、「國王水土之恩」「祖先積慶之恩」「父母劬勞之恩」「朋友琢磨之恩」に対して謝すべきことがいわれる。

汝今登壇受度之際、先當拜謝國王水土之恩、祖先積慶之恩、父母劬勞之恩、朋友琢磨之恩。汝當一一拜辭、以謝恩德。(3b)その後、順次北面四拜して皇恩に謝し、西面四拜して祖先の恩に謝し、東面四拜して父母の恩に謝し、最後に南面四拜して親朋を謝する。(3b-4a)

(4) 教の正統性と威儀についての解説

謝恩の後には、威儀を備えるべきことが述べられる。それに先だってまず教の起源とその展開を簡潔に説き明かして、弟子が伝戒を通じて入門することになる教の正統性が明かされる。重要な箇所であるが、ここはあくまでも伝戒儀の構造を粗描することを目的と

するので省略する。教の正統性を説き終えたと、威儀を備えることの重要性についてしばらく前置きがなされるが、これも省略に従う。その後、「威儀要處、莫先乎容貌衣冠」(5a)として、衣冠を整えることこそが威儀の基本であることをいう。そして、「今將先受威儀、令子閑練法度。次受汝寶戒、令汝修持汝身」(5a)と述べる。つまり、伝戒行事は最初に衣冠を整えて威儀を備えることから始め、その上で宝戒の授与へと進むのである。

(5) 披戴と拜壇

授戒に先立ち、出家志願者に対して五種の衣類と朝簡(笏)を授与する。その順序は、①雲履、②道裙、③雲袖、④星冠、⑤羽服、⑥朝簡となる。後の【表1】によって対照するとわかるとおり、この六種類の衣冠の伝授は、上で見た『太上出家伝度儀』における衣冠の伝授と較べると、わずかに④⑤の冠と服の順序が入れ替わっているだけで、実によく一致する。周思得の「披戴儀」が『太上出家伝度儀』を参照していることを強く示唆するものといえよう。なお、ここでは、所謂証明の三師が言及されていないことを再度付言しておこう。

これらの各々の伝授には、祝および披戴頌と総称される五種の頌がそなわる。披戴頌は披戴儀には収められて居らず、『上清靈宝濟度大成金書』甲集上「玄門祝頌門」(69b-70a)末尾に載せられる。これらは五言句を六句連ねた頌であるが、いずれもその第五句に「願今一云々」という文字が見える。例えば「星冠頌」であれば、「願

今一頂戴」として冠を頂戴することを宣言する。

なお、朝簡の授与の前に拝壇が行われる。これもまた祝と頌から成る。戒壇の形式は明示されていないが、その祝には「三級成形備三才、而取象八方定位、列八卦以通神」(6b)とあり、また「拜壇頌」にも「三級依瑤砌、八卦列方隅、隔穢敷裙帔、除塵護法裙、願今一陞躡、朝修相帝君」(卷一、甲集上、70a)とあるので、それが三段から成り、且つ八卦に応じる構造をもつものであると知られる。壇の形状は「八卦列方隅」とあるので、おそらく四角形の段の各辺(方)と角(隅)に八卦が配されたものと思われる。「拜壇頌」の内容が、衣冠を整えた後に戒壇を拝することを表明しているのは、「披載儀」所載の儀札次第によく対応するものと言えらる。

(6) 礼謝三師

「汝今披戴已竟、首當禮謝三師」(7a)として、披戴が完了したことを宣言し、續いて三師に感謝を表すべきことがいわれる。同じく「三師」と称してもそこには度師・保孝師・監度師の三師(周思得はこれを「人間三師」と称する)と、經籍度三師(天にも自ずから聖師有りとされるのがこの三師であるという)の別の有ることを述べた上で、ここでは經師・籍師・度師の三師にそれぞれ三礼することが言われる。

(7) 十事威儀

入道者の基本的な生活規範が十條にわたって説かれる。すなわち次の通り。

- 一、携持坐壇、常不離身、護淨避觸。
 - 二、乘簡當心、一切恭信、屈身禮謁。
 - 三、出入遠近、避貴隨長、離諸嫌謗。
 - 四、安置經籙尊像、不得倨傲、言笑不常。
 - 五、執持淨瓶、營磨光徹、汲水自隨、招眞滌穢。
 - 六、朝夜中齋、竝用楊枝漱盥、或以淨灰蕩除垢穢。
 - 七、巾鉢別置、箱架不得雜用、招來故氣。
 - 八、登齋就食、行淨展鉢、當先施食、供養仙聖鬼神、一切同飽。
 - 九、鏡劍刀筆朱墨几杖之外、不得增長俗緣。
 - 十、請法護持、無令放逸、每用祝聖朝眞、當行上道、助宣聖化。
- (8a-b)

『道藏』所收『玄門十事威儀』(SN七九二)にこの十事と関連する威儀が載せられている。同書の始めに、その目を記して次のように云う。

太上曰、一者執壇、二者禮謁、三者出入、四者坐起、五者執瓶、六者洗漱、七者巾器、八者齋食、九者請法、十者護持。此之十事、是吾教門中事也。當付汝等習而行之。(『玄門十事威儀』2a)

この目を見るかぎり、第九「請法」が、周思得の十事における第十條に含まれ、かえって周氏の第九條が『十事威儀』とは合致しないようであるが、それ以外の部分は両者一致していることがわかる。⁽¹³⁾

(8) 授戒(初真十戒)

次に十戒が説かれる。かつて拙論で述べた通り、ここで説かれる十戒は「初真十戒」であり、遅くとも唐末から清初に至るまで、出家・在家を通じて継続的に用いられてきた痕跡を確認することができる。⁽¹⁴⁾ はじめに戒を「修身格物之謂」(8b)とし儒家との一致点を強調した上で、智慧頌を唱し、続いて十戒が説かれる。

- 一者、不得陰賊潛謀、害物利己。當行陰德廣濟衆生。
 - 二者、不得殺害含生、以充滋味。當行慈惠、普及昆蟲。
 - 三者、不得淫邪敗眞、穢慢靈炁。當行節操無使犯干。
 - 四者、不得敗人成功、析交離親。當以體道助物、令衆雍和。
 - 五者、不得譏毀賢良、露才揚己。當稱人之衆善、不可伐其功能。
 - 六者、口無惡言、言無華綺、内外忠直、不犯口過。
 - 七者、不得貪求無厭、積財不散。當行節儉惠卹貧窮。
 - 八者、不得交遊非賢、居處穢汚。當慕勝己、栖集幽閑。
 - 九者、不得不忠不孝、不仁不義。當盡節君師、推成萬物。
 - 十者、不得輕忽言笑、舉動非眞。(常)〔當〕持鄭重、以道爲務。
- 奉戒頌を唱した後、「向來爲汝說者、是名初眞十戒」(9b)と述べて、これが「初真十戒」と呼ばれていることを明らかにする。ただし、第六戒のみ、「初真十戒」とは関連のない、『太上洞真智慧上品大誡』の十戒における第五戒を用いている。『雲笈七籤』本の「初真十戒」第六戒は「不得飲酒過差、食肉違禁。當調和氣性、專務清虚」という内容で、飲酒に関して度を過ごさないよう戒めるだけで、

飲酒を禁じていない。そのため、王常月『初真戒律』ではそれを「不得飲酒食肉、犯律違禁」として、飲酒食肉を明確に禁じた。⁽¹⁵⁾ ただし、「披戴儀」の場合は、戒条の入れ替えによってかえって酒に関わる禁忌が十戒から完全に消えてしまうという事態を招来しているが、果たしてそれが意図した結果であるのか。この入れ替えが行われた理由は定かでない。⁽¹⁶⁾

五、出家伝戒儀の形式に関する基本要素

以上、梁武帝末年頃の『科誠儀範』に收められた「度人儀」、北宋末の『太上出家伝度儀』、明初『上清靈宝济度大成金書』「披戴儀」の次第を一瞥した。上で見た儀礼の形式面における主要要素を表にまとめると以下ようになるであろう。

【表1】道教出家伝戒儀三種儀礼要素対照表

「科誠儀範」「度人儀」	「太上出家伝度儀」	「上清靈宝济度大成金書」 「披戴儀」
<p>(1) 辞謝父母・祖先・天子</p> <p>(2) 三帰依</p>	<p>(1) 祝香</p> <p>(2) 度師による出家因縁の説法</p> <p>(3) 謝四恩(帝王、先祖、父母、親知朋友に対する辞去の礼)</p> <p>(4) 三帰依</p>	<p>(1) 度師を請う</p> <p>(2) 祝香(三宝への三礼を含む)</p> <p>(3) 謝恩(君主、祖先、父母、親朋に謝恩する)</p> <p>(4) 教の正統性と威儀の重要性を説く</p>

(3) 拜三師・著法衣 ①師—著法裙 ②師—著雲袖 ③師—著法帔 ④監度長官—戴法冠	(5) 度師誦白文 (6) 具冠裳 宜請保拳二師、為脫俗衣、以円道相 ①著履 ②繫裙 ③著雲袖 ④披道服 ⑤頂簪冠 ⑥執簡 唱星冠讚	(5) 披戴 ①雲履 ②道裙 ③雲袖 ④星冠 ⑤羽服 ⑥朝簡 (6) 礼謝三師(經・籍・度三師) (7) 十事威儀 (8) 授戒(初真十戒)智慧頌 挙還戒頌 師下座、道衆挙解坐讚 造師真前三献酒 誦經宣疏 回向 師回方丈 行礼謝師
(4) 誦智慧頌・礼十方天尊 (5) 天尊説十戒(洞玄靈宝天尊説十戒經)十戒、弟子伏受 (6) 誦奉戒頌	(7) 度師説十戒(智慧上品十戒)、弟子長跪 挙智慧頌 (8) 聴度師教戒 (9) 礼三師 次十二願 次学仙頌 次回向念善 次引新戒、礼大道功德 次礼度師等	

これら三種の伝戒儀には相違する点も多いが、明かな共通点も見取れる。それは六朝時代末期から明代に至るまで継承されてきた道教出家儀礼に共有された形式上の基本要素と見なし得るものである。いま、その共通点を指摘すると以下の如くである。

第一の共通要素は、出家志願者が俗世間を辞去する礼を設ける点である。出家志願者は、父母・祖先・天子および親朋に対して自分

が受けた恩恵への感謝を表し、なおかつ出家後は彼等のもとを辞去する旨を表明する。『科誠儀範』『度人儀』では父母、九世の祖先、および天子への辞謝が行われる。『太上出家伝度儀』および『上清靈宝济度大成金書』『披戴儀』では、父母、祖先、天子に、更に「親知朋友」(『太上出家伝度儀』『親朋』(『披戴儀』)が加わる。

第二の共通点は、易服を伴う点である。すなわち、出家志願者が、俗服を去って道服・道冠を身につける儀を伴う点である。「度人儀」は簡略であるが、『太上出家伝度儀』では履・裙・雲袖・道服・簪冠・簡の六種が授与されることが示されており、「披戴儀」はそれをほぼそのまま踏襲している。

第三の共通点は、十戒の授与である。ただし十戒の内容については、上で見てきた『科戒營始』『度人儀』、『太上出家伝度儀』、周氏『大成金書』『披戴儀』の三者は、それぞれ異なる戒を採用しており、一様ではない。

以上のことから、梁代武帝末期六世紀中頃の「度人儀」、北宋末一世紀後半の『太上出家傳度儀』、明初一五世紀前半の「披戴儀」という、年代的には幅広く広がった三種の道教出家伝戒儀を見ていると、その形式面においては驚くほどの共通性、持続性が確保されていることが指摘できる。その共通性の核にあるのは、

(1) 世俗を辞去する儀礼

(2) 易服の儀礼

(3) 伝十戒の儀礼

の三項に集約されるということができよう。さらに、三種のうち二種に共有される儀礼要素まで加えるなら、祝香、三帰依、礼三師などを加えることもできる。特に、三帰依は、仏教の沙弥授戒儀との類比を考えると不可欠の要素ではないかとも推測される。しかし、ここではまず三種の伝戒儀に共通する要素に着目し、上の三要素を共通項として指摘しておきたい。

六、『洞玄靈宝千真科』の場合

上では、記述における長短精粗の差はありながらもひととおり首尾を具えた道教出家伝戒儀礼の例として三種を選び、その内容の大略を見てきた。ここでもう一例、『洞玄靈宝千真科』〔SN一四一〇〕（以下『千真科』と略称）の一節について見てみたい。『洞玄靈宝千真科』（以下『千真科』と略称）は、八世紀ごく初頭の『要修科儀戒律鈔』に引用される一方で、都築晶子氏の指摘によれば七世紀前半期の道宣の『四分律刪繁補闕行事鈔』（『行事鈔』と略称）との間に密接な関係を有する¹⁷という。都築氏は『千真科』と『行事鈔』の関係を必ずしも前者が後者を下敷きにしたとは即断されず、むしろ双方が同じ仏教の戒律に関わる書を参照していたことを想定されており、『千真科』の成書時期についての結論を慎重に保留しておられる。小論では、いまのところは、おおまかに『行事鈔』と同時期のものとして、七世紀初期頃の成書とみておく。上で検討してきた

三種の道教出家伝戒儀との前後関係で言えば、『科誠儀範』所載の「度人儀」の後、『太上出家伝度儀』のかなり前に位置づけられる。

現行『千真科』全一〇四科条の中で、出家伝戒儀と比較可能な内容を有するのは、その第六六条と六七条、とりわけ六七条の後半部分である。（この箇所は朱法満『要修科儀戒律鈔』巻十二（15a—16b）にも「千真科曰」として引用されている。）しかし、その内容は首尾を備えた出家伝戒儀と言えるものではない。そもそもここには伝十戒についての記事が無いのである。しかしその一方で、この一節の最初には、

問曰、男女童子、依奉経戒、王勅與度、作何方法。得度之後、

合禮父母以否。（18a）

という問いが設けられ、信徒が「依奉経戒」、すなわち経戒を奉じる際、皇帝による得度がなされるに際してどのような作法を行うべきか、得度にあたり父母への礼を行うべきか否かが問われる。つまり、この記事は経や戒の伝授において、信徒たちは世俗社会に対してどのような礼を行い、いかなる関係を結ぶかが主題とされているといえる。逆に言えば、このような限定によって、以下では世俗との関係性に関わること以外は触れられず、したがって伝戒の作法そのものについては触れられる所は無いのであるが、ただ、それがあくまで伝戒・伝経に関わる行事に関する問題設定であることに注目すべきであろう。伝戒そのものが触れられていなくとも、伝戒と不可分の儀礼要素についての記載がなされており、唐初における出家

伝戒儀の一端を窺う手がかりとなる資料と見なし得るのである。そこで、以下では、『千真科』の一節について、道教の出家伝戒儀礼と共通する要素の存在することを指摘し、道教の出家伝戒儀が時代的な変遷の中で一定の構造を保っていたという、上で得た観察に対するひとつの補足的な証拠を付け加えることを試みる。

『千真科』第六十七条後半部分について、上で見てきた道教出家伝戒儀と共通する部分は、世俗を辞去する儀礼が明確に示される点である。

〔大洞法師〕讚嘆既已、白新度法師。今日之後、禮聖禮眞、永離親俗人。各三禮、長爲俗別。第一禮國王帝主、德澤無盡。

第二禮州縣長、度脫之恩。第三禮存没父母、得與出家離俗。(18 b)

この箇所では、儀礼執行の中核を担う大洞法師が、出家志願者を促して「別俗」のために「國王帝主」、「州県官長」、「存没父母」の恩に謝して三礼させる。先に見た三種の出家伝戒儀では、天子、祖先、父母への辞謝が例外なく設けられ、二つの例では朋友への辞去が行われることを確認し得た。『千真科』の場合、祖先への辞去が言及されず、代わりに州県官長が入っているのは、他の授戒儀に比して伝戒行事への統治者の介入の度合いの高さを示しているといえよう。しかし、恩に謝するという形式で別俗の礼がなされている点は、ほかの出家伝戒儀との重要な共通点として指摘できる。また、「別俗」や「新度人」という表現によっても、これが出家儀礼についての文

章であることを確認することができる。

第二の共通点は、易服の儀礼である。上の三礼終了直後に行われる。

三禮訖、法師投新度一人衣冠曰、大哉、聖化被無窮、星宿爲冠、日月爲服、法天行道、勿替四時、廣度衆生、永超三界。法師令大衆、普皆唱善、彈指三聲、舊人唱善彈指、齊各三聲。訖、乃捻着法衣。(18 b)

ここでは、大洞法師が出家志願者に衣冠を与え、道にのつとる道士の態度を「星宿爲冠、日月爲服」として天地自然を衣冠として教化につとめる姿として描く文を述べる。その後、参列する新旧の道衆たちに三度「善」と唱えて弾指させ、最後に法衣を着せるとされている。三師による分担や、着せる衣冠の種類・順序などは説かれないうが、上に見た道士の出家伝戒儀礼の易服との共通性は明らかである。

ただし、『千真科』に描かれる俗世と出家の関係には、ユニークな特色もある。第一に、上で見た出家伝戒儀に比して『千真科』の儀礼には世俗の統治者が介入する比重が大きい。「王勅與度」や「王の法制」によって出家志願者が度に合するか否かを検討するとされている点に端的にその傾向が見られる。また、州県官長による介入については再三言及した。ただし、先述の通り、『科誠儀範』「度人儀」においても「監度長官」が言及されており、俗世の地方官が儀礼を監視するという設定は『千真科』だけのものとはいえないかも

しれない。

なお、家と出家者の関係については、『千真科』は上で見た三種の出家授戒儀以上に、出家者の立場をより優越的に描く。次に引くのは、伝度儀礼の最後の部分である。

齋竟、各謝法徒、從老起至下。竟、列坐父母兄弟、皆來禮拜於兒女邊、父母并稱弟子。(19a)

ここでは、出家志願者が道士たちに感謝の拝礼を行うと、今度は列席の父母兄弟が出家志願者の近くにやってきて、自分の子女を礼拝することが言われる。その際、父母は自分たちの子女の前で自らを「弟子」と称するという。これは、上述の三種出家授戒儀の中では見えないものである。

因みに、親が出家した子に向かって礼拝するという形式については、都築氏が『千真科』との相関を指摘する『行事鈔』に類似の記述が見える。すなわち、同書巻下四「沙弥別行篇」第二十八に見える剃髮儀式の末尾に、「禮大眾及二師、已在下坐。受六親拜賀。出家離俗心懷遠大、父母等皆爲作禮、悅其道意」(大正藏二二冊、一五〇頁b)とあるのがそれで、ここでは沙弥として辞親し易服した出家志願者が、三帰依と受十戒に先立って六親の拝賀を受けることをいう。ここでも父母が「拝賀」「作礼」することが言われており、父母から子女へ敬意が示される設定が採用されている。ただし、『行事鈔』「沙弥別行篇」に見える沙弥授戒儀の内容と、小論で検討した三種の道教の出家伝戒儀礼との間には大きな共通点があり、出家

儀礼の構造という観点から見れば、『千真科』と『行事鈔』の関係だけが特別に緊密というわけではない。なお、『行事鈔』「沙弥別行篇」と道教出家伝戒儀の共通要素については別稿で詳細に論じたい。¹⁸⁾

以上、『千真科』と三種の道教出家伝戒儀との類似点・差異点を概観した。『千真科』には伝戒儀それ自体を扱った箇所はない。しかし、上で見てきた親と帝王・官人に対する辞去と謝恩の礼拝、易服といった儀礼要素は、三種の出家伝戒の中にあるものとはほぼ同じものと判断してよいであろう。小論の主要部分で筆者は、道教の出家伝戒儀は、「度人儀」以降、構造的には概ね安定して明代にまで至っている、という観察を述べた。『千真科』の記述に関する分析は、この観察を基本的に裏書きするものと見なし得る。

七、結論

金明七真『科誠儀範』「度人儀」、賈善翔『太上出家伝度儀』、周思得『上清靈宝濟度大成金書』「披戴儀」という、儀礼次第における首尾の比較的整った道教出家伝戒儀を概観し、その共通の儀礼要素を確認した。それは、最低限、世俗を辞去する儀礼、易服の儀礼、十戒の伝授という共通項を有するものであることが明らかとなった。また、唐初の『千真科』には、そのうち世俗を辞去する儀礼と易服とが載せられており、道教の出家儀における重要な要素と見なされていることを確認した。これにより、道教の出家伝戒儀は、六朝期

から明代までの資料で確認できる限り、比較的安定した共通構造をもち続けたことを確認し得た。残された問題として、それぞれの伝戒儀で伝授される十戒が異なること、また仏教の沙弥授戒儀との関係如何という点があるが、もはや紙数が尽きた。これらについては別稿で論じたい。

注

- (1) 森由利亜「初真十戒」系譜考—王常月「初真十戒」前史(一)、「早稲田大学大学院文学研究科紀要」第五八輯、二〇一三年、二月。
- (2) 吉岡義豊「仏教十戒思想の中国的受容」『宗教研究』一六八、一九六一年 a (「吉岡義豊著作集」第二巻、五月書房、一九八九年収録)、同「敦煌本十戒経について」『塚本博士頌寿記念 仏教史学論集』同記念会、一九六一年 b (同上収録)、楠山春樹「道教における十戒」『早稲田大学文学研究科紀要』第二八輯、一九八三年、(「道家思想と道教」一九九二年収録)、「清信弟子考—道士の階級に関する一試論—」『牧尾良海博士頌寿記念論集』中国の宗教・思想と科学、国書刊行会、一九八四年(同上収録)参照。
- (3) 特に、上掲吉岡、一九六一年 b、楠山、一九八四年参照。吉岡は「科誡儀範」「度人儀」の伝戒部分と敦煌遺書「十戒経」が同内容であることを指摘している。
- (4) 「科戒宮始」巻一「置観品」17bに依り補う。
- (5) 受道院は、さらに「科戒宮始」巻一「置観品」四13bの、靈観すなわち道観の軌制を示し、建立すべき施設を挙げる箇所に言及されている。道観において設けるべき施設として考えられていることが知られる。ただし、他の「道蔵」資料には見えない施設名のようなのである。
- (6) この直後に「教起金母、勅自軒皇」とある。李豊楙氏によると、「漢武内傳」における西王母から武帝への經典伝授の説話は、さらに宋代における所謂靈宝大法の中で、靈宝三十六部尊経がすべて元始天尊の命を受けた西王母によって武帝に伝授され、はじめて人間に伝わったという想定へと継承・発展したという(李豊楙「六朝隋唐仙道類小説研究」台湾学生書局、一九八六年、一—三三頁参照)。すなわち、王契真「上清靈宝大法」には「後自三皇之代、金闕後聖玄元老君下化、〔中略〕武帝時名河上公、說道德篇章。西王母奉元始之命、説靈寶三十六部尊經、成世書。」(王契真「上清靈宝大法」巻一、4b)といい、金允中もその「上清靈宝大法」四、譯成書呂巴の中で「第四、漢元封元年七月十五日、西王母以此經下授漢武帝。帝不曉大梵之言、遂改天書玉字爲世書。號第四譯」(金允中「上清靈宝大法」巻一、4a—b)と述べる等の例がある。
- (7) 家人の葬儀に限らず、他家の葬礼に遇った場合も、自己の祖先に思いを致すべきことを言うもののようなのである。
- (8) 金允中「上清靈宝大法」巻四二6bに「玄師・天師・經籍度師五師」とし、五師が玄師・天師・經籍度師であることをいう。「披戴儀」における奉請五師の一段には「具法位(云云) 玄師 天師 經籍度本派師眞」(一九2a)とあり、やはり玄師・天師・經籍度師を五師とみていることが知られる。經籍度師は得度する道士の派における師であるので、「經籍度本派師眞」として言及されているのであろう。
- (9) 最初の道宝を供養する祝香については、「仰祝」の後の二文字が抬頭した上で「○○」とされている。いま、抬頭のあることと文脈から推測して、「○○」には皇帝や天子を意味する語が入るものと推測する。直前に抬頭して「陛下」とする例があるので(1b)、あるいは「陛下」の二字が想定されているのかもしれない。
- (10) 「敷坐讚」は「上清靈宝济度大成金書」甲集上41aに「道場衆等執簡當心平坐如法」とある。(「蔵外」⑩五三三頁参照)
- (11) 宿命頌は「上清靈宝济度大成金書」甲集上41bに「宿命有信然」とある。(「蔵外」⑩五三三頁参照)
- (12) 「一子出家、九族生天」の語は宋代以降の仏典に多出し、惟白(一一〇

一年序)集『建中靖国統灯録』卷二「成都府香林澄遠禪師」条には、澄遠禪師(九〇八―九八七)が「一子出家、九族解脫。目連爲什麼母入地獄」と問われて「確」と答えたという問答が載せられる(『正統藏經』七八冊六四八a「新文豊出版公司版一三六冊五二頁a」)。また、『古尊宿語録』卷二十三「汝州葉県広教省禪師語録」にも「問、承聞一子出家、九族生天。某甲兩人出家、合作甚道理」とある(『正統藏經』六八冊一五三c「新文豊出版公司版一八冊四六〇頁a」)。省禪師即ち帰省は義懐(九八九―一〇六〇)が参謁したことのある十一世紀中葉に活躍した僧。更に、張商英(無忌居士、一〇四三―一一二二)述『護法論』にも「豈不念古語有云、一子出家、九族生天哉。豈不念辭親棄俗、當爲何事哉」(大正藏第五二卷六三九a、六三八頁a)とし、「古語」として引用される。

(13) 『玄門十事威儀』では威儀の目を記したあとに、それぞれの内容を細目を立てて詳説しており、それらの細目の内容を見ると、周思得の挙げる威儀との間に接点が見えてくる。例えば、『玄門十事威儀』の「坐起品」第四では、その細目第四に「凡對經像長者行處、須整斂容貌、不得倨傲放誕、言辭非法」とあり、周思得の「四、安置經籙尊像、不得倨傲、言笑不常」との間では「不得倨傲」が一致していることが指摘できる。また、周思得の九条「鏡劍刀筆朱墨几杖之外、不得增長俗縁」は、『玄門十事威儀』の第十のなかの細目第九、「第九、凡師、牀案・几杖・衣服・朱墨一事已上、皆須護持、不得觸汚」(15a)が混入したように見える。つまり、周思得の第四条および第九条のいずれも、その条目と同じ数の細目の文字にわたっており、大目と細目を取り違えている可能性が疑われる。なお、『玄門十事威儀』は『太上出家伝度儀』にも言及があり、宋代以前にあった書であることが知られる。

(14) 上掲森、二〇一三年参照。

(15) 尹志華『王常月学案』濟南・齊魯書社、二〇一一年九月五二頁参照。

(16) 上掲森、二〇一三年参照。

(17) 都築晶子「道観における戒律の成立——『洞玄靈宝千真科』と『四分律

刪繁補闕行事鈔』」麥谷邦夫編『中国中世社会と宗教』道気社、二〇〇二年所収。

(18) 森由利亜「道教の出家伝戒儀三種と沙弥授戒儀——道宣『四分律刪繁補闕行事鈔』との対比を通じて——」『多元文化』第三号、早稲田大学文化講想学部多元文化論系、二〇一四年三月刊行予定参照。